

第 35 回 浜田市農業委員会総会会議議事録

日 時：令和 5 年 12 月 26 日（火）9：30～10：43
場 所：浜田市役所 4 階 講堂 A B C

1 出席委員

【農業委員】（13 名）

1 番 原田 義一 2 番 三浦 寿紀 3 番 佐々木京子 4 番 柿元 信次 5 番 川本 聖光
6 番 野上 省三 9 番 河崎 健 10 番 宮崎 龍生 11 番 玉田 一 13 番 大崎 健太
14 番 中田 善喜 16 番 佐々森義見 17 番 渡辺 弘之

【農地利用最適化推進委員】（11 名）

2 番 徳田マスエ 3 番 永見 繁廣 4 番 小谷 保雄 5 番 小川 明人 6 番 領家 悟
11 番 串崎 美之 12 番 小松原常雄 13 番 渡邊 弘登 14 番 河野 恒弘 17 番 岡田 勝
19 番 長野 昭三

2 欠席委員

【農業委員】（5 名）

7 番 岡本 健治 8 番 青葉 真 12 番 高橋 伸幸 15 番 林 秀司 18 番 奥迫 忠幸

【農地利用最適化推進委員】（7 名）

1 番 前田 正典 8 番 岡本 定文 9 番 藤若 裕香 10 番 橋本 安延 14 番 近重 邦昭
16 番 田村 邦麿 18 番 大谷 数義

3 総会次第

(1) 会長挨拶

(2) 議題

○報 告

認定電気通信事業者等が行う農地転用届について（1 件）
公共事業による廃土処理届出について（2 件）

○議 案

議第 1 号 農業振興地域整備計画の変更について
議第 2 号 農用地利用集積計画の策定について（利用権 89 件、所有権移転 2 件）
議第 3 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について（3 件）
議第 4 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について（1 件）
議第 5 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について（2 件）
議第 6 号 転用統制外証明願について（非農地証明願）（2 件）

令和 5 年 12 月 26 日

浜田市農業委員会
会長 原 田 義 一

4 事務局出席職員

農業委員会事務局：岡本農地係長、佐々木主任主事

産業経済部農林振興課：佐々木課長、山本農業振興係長、兒島普及支援係長、松本事務員

しまね農業振興公社：植本農地集積相談員

議 長

はじめに総会を開催するにあたり、浜田市農業委員会会議規則第 4 条により、本日の出欠状況等の報告を事務局よりお願いします。

事務局

本日、欠席の通告がありました農業委員は、7 番 岡本委員、8 番 青葉委員、12 番 高橋委員、15 番 林委員、18 番 奥迫委員の 6 名から欠席の届出がありました。なお、農業委員の出席は、現在 13 名です。よって、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項に規定する過半数に達しており、総会は成立いたします。

また、農地利用最適化推進委員の欠席は、1 番 前田委員、8 番 岡本委員、9 番 藤若委員、10 番 橋本委員、14 番 近重委員、16 番 田村委員、18 番 大谷委員、以上 7 名から欠席の届出が出ております。

それでは、浜田市農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、よろしく願いいたします。

議 長

事務局から報告がありましたように、本日の総会は成立しております。ただいまから第 35 回浜田市農業委員会総会を開催いたします。

続いて、浜田市農業委員会会議規則第 15 条に規定する議事録署名委員を指名いたします。11 番 玉田委員、13 番 大崎委員、よろしくお願いします。

本日の議事が円滑に進行できますよう、委員のみなさまのご協力をよろしくお願いします。

それでは、議事「報告」に入ります。報告は、認定電気通信事業者等が行う農地転用届が 1 件、公共事業による廃土処理届出が 2 件で、うち追加 1 件、公共事業による廃土処理の期間延長が 1 件です。事務局の説明をお願いいたします。なお、事前の質問等がありましたら、事務局の説明をお願いします。

事務局

はじめに、認定電気通信事業者等が行う農地転用届について説明します。資料をご覧ください。この届出は、KDD I 株式会社の携帯電話無線基地局を設置する届出です。場所は、旭町今市の田、1 筆、304 m²のうち、既設部分 15.93 m²、新設部分 0.64 m²です。申請地は、都市計画区域内の第一種住居地域で、農地区分は、第 3 種農地になります。工事期間は、令和 5 年 11 月から令和 6 年 3 月末までの予定となっております。

続きまして、公共事業による廃土処理届出「3 号」と「4 号」と「期間延長の届出」について説明します。公共事業による廃土処理届出「3 号」について説明します。資料をご覧ください。

「3 号」の場所は、旭町丸原の田畑、5 筆、6,043 m²です。この事業は、浜田市が市道戸地線道路改良工事に伴う廃土 1,000 m³を工事個所近くで、経済的に廃土できる届出地に廃土されます。期間は、令和 5 年 12 月 11 日から令和 6 年 3 月 31 日までの予定で、廃土処理中に周辺農地や河川に流出しないように必要に応じて対策を講じることとされています。この届出の受理通知は、現地確認委員、会長に確認させていただき、12 月 11 日の受理通知とさせていただきます。

続きまして、公共事業による廃土処理届出「4 号」について説明します。資料をご覧ください。この場所も 3 号と同じ場所です。届出は、旭町丸原の田畑、6 筆、8,257 m²です。この事業は、島根県が行う「家古谷川外 1 線の河川災害外復旧工事」に伴う廃土 410 m³を工事個所近くで、経済的に廃土できる届出地に廃土されます。期間は令和 5 年 10 月 20 日から令和 6 年 3 月 31 日までの予定で、廃土処理中に周辺農地や河川に流出しないように必要に応じて対策を講じることとされています。承認ではなく届出ですが会長とも相談の上、県土整備事務所担当課へ、指導しております。今回何回も届出の提出が遅れています

ので、顛末書提出依頼しております。

続きまして、公共事業による廃土処理届出の期間延長について説明します。資料をご覧ください。この届出は令和4年12月27日に届出の受理通知を行った案件ですが、事業を終了することが困難なことから、令和6年3月31日まで期間を延長されると連絡がありました。工事終了後、現地確認をしたいと思っております。事前質問はありませんでした。以上です。よろしくお願いいたします。

議長

報告、届出事項でしたが、このことについてご意見、質問等ありましたらお願いします。

無いようですので、続きまして、議事・議案に入ります。

議第1号、農業振興地域整備計画変更について、浜田市より意見を求められております。なお、農業委員会の意見を提出する場合は、この総会で同意をいただき、その意見を浜田市へ提出させていただきたいと思っております。意見がなければ、意見なしと浜田市へ回答します。それでは、農林振興課の説明をお願いいたします。

農業振興係長

おはようございます。農林振興課農業振興係の山本と申します。私からは、浜田農業振興地域整備計画の変更について説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。事前に送付させていただいた浜田農業振興地域整備計画変更理由書と整備計画書（案）がありますが、まとめた資料を本日お配りしましたので、そちらの資料と変更理由書を基に説明させていただきます。また、事前質問をいただいておりますので、質問に対する回答と計画書案にて併せて説明させていただきます。今回の変更は、毎年2回6月と12月に農用地区域からの除外に係る変更をしているものとは違い、計画書全体の見直しを行うものです。前回の見直しが平成19年10月であり、かなりの期間が経過しているため、変更理由書にあります各種面積が多くなっております。申し訳ございません。

それでは1. 計画変更の趣旨を説明します。農業振興地域整備計画とは、農業振興地域の整備に関する法律第8条に基づき、農業振興地域内の土地利用を始めとして、農業振興に関する施策を計画的に推進するために、以下に挙げる8項目について市町村が定める計画です。国の「農用地等の確保に関する基本方針」、県の「農業振興地域整備基本方針」等の内容を踏まえるとともに、農業振興地域の整備に関する法律第12条の2第1項の規定による基礎調査の結果及び経済事情の変動その他情勢の推移などに的確に対応するため、農用地利用計画や農業生産基盤の整備開発計画を総合的に見直すものです。なお、基礎調査とは、農用地等の面積、土地利用、農業就業人口の規模、人口規模、その他農業生産の基盤の整備状況などについて、農林業センサスや国勢調査及び農業委員会の遊休農地調査など各種調査結果を集計することです。

次に2. 変更計画の概要についてです。(1)農用地利用計画（土地利用に関する計画）の農用地区域の設定方針としては「a 集団的に存在する農用地（おおむね10ha以上の集団化した農用地）」、「b 土地改良事業又はこれに準ずる事業の施行に係る区域内にある受益地」、「c 地域の特性に即した農業の振興を図るため、農業上の利用を確保することが必要な土地」に該当する農用地について農用地区域を設定しています。今回、基礎調査結果に基づき農用地区域面積としたのは2,210haであり、平成19年の変更前に比べ、1,087haの減少となっています。変更理由は、区域を精査した結果による増加として各地域に増加面積を記載しています。弥栄地域の10.3haについては、畑の増加であり、農用地利用計画を作成する際の考え方として「現況地目」により農地面積を振り分けた

ことにより平成 19 年と比較した時に水田転作が増加したことが考えられます。次に変更土地調書 2 には農地、採草放牧地、混木林地、農業用施設用地の除外する土地を記載しています。こちらは、今後、農用地としての開発が見込まれなくなったため、農用地区域からの除外面積に計上しているものです。

次に変更土地調書 3 には現況が山林原野等の除外する土地を記載しています。こちらについても、農用地としての開発が見込まれなくなったため、農用地区域からの除外面積に計上しているものです。これらの数字を地域ごとに集計したものが追加資料農用地区域面積の表の部分となっています。なお、計画書案については、以下、「第 2 農業生産基盤の整備開発計画」、「第 3 農用地等の保全計画」、「第 4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画」、「第 5 農業近代化施設の整備計画」、「第 6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画」、「第 7 農業従事者の安定的な就業の促進計画」、「第 8 生活環境施設の整備計画」までが記載されています。変更計画の概要については、以上であります。

それでは、事前質問及び回答について追加資料により説明します。

まず、「第 4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画」の「(2) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向」の浜田市農業再生協議会の構成員とはどういった構成ですかというご質問です。構成員は、浜田市農業委員会代表を始めとした、浜田市産業経済部長、浜田市農林振興課長、島根県農業協同組合いわみ中央地区本部営農経済部長、島根県農業共済組合代表、農業士会代表、島根県農業協同組合いわみ中央地区本部女性部代表、水稻生産者組織代表、野菜生産者組織代表、集落営農組織代表と 10 の組織の代表にて構成されております。

次に「第 3 農用地等の保全計画」の「(ア) 荒廃農地の保全管理の支援」のところで三つのご質問をいただいております。一つ目は、先ほどの話農業再生協議会の中に耕作放棄地部会というのがあり、その構成についてですが、浜田市農業委員会、島根県農業協同組合いわみ中央地区本部、島根県西部農林水産振興センターで構成されております。二つ目は、林地化の進め方についてですが、山林に近い条件不利地農地が荒廃している農地について植林を含めた林地化を検討しているところです。三つ目は、多面的機能支払交付金制度の内容についてです。こちらは、農業・農村の有する多面的機能の維持、発揮を図るための地域の共同活動に係る支援ということで、市内においても多くの組織が取り組んでおられます。

次に「第 5 農業近代化施設の整備計画」の各地域の内容についてご質問をいただいております。

「(ア) 浜田地域」のサポート体制の内容ですが、担い手育成に関わる県、市、JA の関係機関による体制でサポート体制を整えており、こちらが農林業支援センターというところです。

「(ウ) 旭地域」のサポート経営体の内容については、(株) サンファームみどりさんを指しており、農作業受託、ミニトマト等の栽培・販売などを行っているところです。

「(エ) 弥栄地域」の乾燥調製施設等の整備は具体的に何かとのご質問ですが、既存の調整施設が連携し、役割分担することで導入施設を最小限して、有機米の規模拡大に合わせて必要な乾燥施設を今後整備する予定としております。

「(オ) 三隅地域」については、三つのご質問をいただいております。一つ目は、サポート経営体の内容についてですが、(有) 三隅町農業支援センターみらいを指しており、水稻等の生産、農作業受託、育苗施設等の受託などをしておられます。二つ目に、麦の生産の状況についてですが、令和 4 年度、5 年度は

自社栽培を行っていません。令和 5 年度は作業受託のみという形になっております。三つ目に高生産性農業機械の導入・更新の内容についてです。こちらについては、すでに導入した機械の更新や規模拡大等により、機械の導入についてを想定しております。

次に「第 6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画」の「(1) 認定農業者及び認定新規就農者への支援」の「ア 新規就農者の定着に向けた支援」の浜田市独自支援事業の内容についてのご質問です。こちらにつきましては、浜田市担い手育成事業補助金により、認定新規就農者が行う機械導入や施設整備に対して助成を行っており、補助率は 2 分の 1 以内、上限 200 万円。ただし、国県補助事業による補助金の交付を受けている場合は 3 分の 1 以内の額としております。また、今年度からですが、若者就農対策支度金、これは若者支援ファンド上乘せといいますが、こちらとしまして通常補助金に加えて、30 万円の支援を決しております。

続いて、最後になりますが、「(3) 浜田市農業再生協議会担い手部会との連携による担い手の育成」の支援は何かということところです。

こちらについては、県、J A、農業公社、市の担い手担当者による会議を定期的に行っており、それぞれの役割に応じて支援を行っているところです。また、担い手育成支援事業、これは市の独自事業になりますが、機械導入等の支援を行っています。以上、浜田農業振興地域整備計画書案と、理由書の説明でございます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

議長

以上で説明が終わりました。事前質問者も含めまして、再度ご意見、ご質問ございましたらお願いをいたします。はい、三浦委員。

三浦委員

「第 6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画」の「3 農業を担うべき者のための支援の活動」としまして、「(2) 集落営農組織への支援」というのがあります。これに書いてありますが、地域農業を支える主体である集落営農組織は、現状維持が困難となる組織が増加することが懸念されると書いてあります。今、地域農業を支えるためには、本当に必要な集団と思います。その対策として、後継者育成及び体制づくりの支援とあり、その内容は、収益性の向上による雇用の確保が重要であり、高収益作物による収益性の向上を進めるというふうに締めくくっておられます。この高収益作物というのは、市はどういうものを想定されているのかということと、県が今、推奨されている 6 品目の兼ね合い、県の思っている農業像と市の目指す農業は、その辺のところを説明してもらえたらと思います。

議長

はい。それではお願いたします。

普及支援係長

失礼します。農林業支援センター普及支援係長の兒島です。平素から皆さんにはお世話になっております。ありがとうございます。

先ほど、三浦委員さんからご質問いただいた、浜田市として高収益作物と位置付けているものとしましては、一つには有機野菜、有機米といった有機農産物です。また、先ほどお話あった県の推奨品目ですが、6 品目の中でも、より推奨しているのは玉ねぎです。収益性が高いということで、玉ねぎの取り組みも J Aと一緒に進めて進めたいと思っております。よろしいでしょうか。

三浦委員

今、品目伺ったのですが、高収益というところの担保、その根拠というのは、その県のことを疑うわけではございませんけれども、あまり 6 品目が増えている

ようには、私は思っていないので、その辺も踏まえて高収益というのほどこで担保されているのかなあと、心配でもあり、皆さんにお勧めするのに、どうかと思いますので、そういった数字でもあれば、また教えてもらえたらと思います。

議長 事務局の方でいかがでございましょうか。

農業振興係長 有機野菜につきましては、今、市場の単価を見ながら計算しているところですが、玉ねぎ等につきましては、県の営農指導指針というのが参考になりますので、後ほど、コピーしてお渡しします。

議長 よろしいでしょうか。他にありますか。はい、佐々木委員。

佐々木委員 今の三浦委員さんの話に関する事で、玉ねぎが高収益の作物ということですが、玉ねぎを作って販売するにあたり、販売先の見込みとか、できれば県内の大きいスーパーにまとめて契約栽培という形を取っていただくことが安定した収入になると思います。また、契約栽培をするにあたり作られる規模が少なければそこがネックになるし、地域を挙げて何ヘクタールも玉ねぎを作ることによって大手の売り先と契約できることとなると思うのですが。その辺、どのようにお考えでしょうか。

議長 事務局の方から。販売のことについてお願いします。

農業係長 玉ねぎについては、島根県の6品目ということもあり、JAと島根県と協力しまして調整乾燥施設、これを斐川町に大きく整備しております。島根県全体で玉ねぎは、たくさん家庭でも使われるということ、安定した需要があるということ、浜田で作られたものも、すべて1回、JA経由で斐川町に持っていくという格好になります。また、邑南町でも育苗施設を整備しておられます。現在、JAでも収穫期や生産するにあたっての機械整備を進めており、なるべく労力がかからないようにと考えておられますが、面積についてはそれなりの面積が必要で、例えば50アールとか、大きい面積のところでの生産を考えておられます。浜田につきましてはその機械整備も含めまして、約4ヘクタールから5ヘクタールを今後目指していくという考えを持っております。

議長 ありがとうございます。その他ありますでしょうか。
それでは、ないようですので、今回の農業振興地域の整備計画の変更につきまして、多くの質問は出されましたが、浜田市に付する意見なしということで、浜田市へ提出したいと思います。よろしいでしょうか。

委員 ～ はい ～

議長 それでは、農業振興地域整備計画変更につきまして、意義なしで浜田市へ回答いたします。

議長 続きまして議第2号、農用地利用集積計画の策定について、浜田市から農業委員会へ議決を求められています。なお、事前の質問等がありましたら、事務局の説明をお願いします。

事務局 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、農用地利用集積計画の策定について、浜田市から農業委員会へ議決を求められております。農用地利用集積計画（案）をご覧ください。農業者の皆さまから申出のありました利用権設定は、89 件、225 筆、310,641 ㎡、所有権移転は、2 件、7 筆、4,839 ㎡で、同法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると判断されています。公告期間は、令和 5 年 12 月 28 日から令和 6 年 1 月 10 日までの 14 日間、開始日を令和 6 年 1 月 1 日以降とされています。

事前質問はありませんでした。以上です。ご審議をよろしくお願いいたします。

議長 皆様方から何かありましたらお願いします。ありませんか。

委員 ～ なし ～

議長 無いようですので採決に入ります。農用地利用集積計画について、承認いただける農業委員、推進委員の挙手をお願いします。

委員 ～ 挙手、全員 ～

議長 全員挙手です。承認といたします。

続きまして議第 3 号農地法第 3 条の規定による許可申請は、3 件です。事務局の説明をお願いします。事前質問等ありましたら併せてお願いします

事務局 農地法第 3 条の規定による許可申請について説明いたします。資料をご覧ください。1 件目の「30 号」について説明します。申請は三隅町下古和の田畑、4 筆、1,839 ㎡で、無償譲渡（贈与）による所有権移転です。譲渡事由は、譲渡人は県外に在住し、農地の管理ができないため、申請地の近くに住む親戚に譲渡したい。譲受事由は、現在、譲渡人から依頼されて管理している申請地を譲受け、規模拡大し、水稻野菜などを作付けしたい。周辺地域との関係、申請者意見等については、集落営農や経営体への集積等の取り組みへの支障、農薬の使用方法等の違いによる耕作への支障が出た場合は、当事者間で話し合っ解決したいと申請されています。なお、現地確認で取り下げいただいた申請地は、今後、転用、非農地で申請される予定です。

2 件目の「31 号」について説明します。資料をご覧ください。申請は金城町下原の田、1 筆、1,941 ㎡で、贈与による所有権移転です。譲渡事由は、地区外に在住し、農業をしていないため、耕作困難。譲受事由は、申請地を譲受け管理・耕作したい。周辺地域との関係、申請者意見等については、集落営農や経営体への集積等の取り組みへの支障、農薬の使用方法等の違いによる耕作への支障が出た場合は、当事者間で話し合っ解決したいと申請されています。

3 件目の「32 号」について説明します。2 筆ありますが、一つ目の申請は三隅町三隅の田、1 筆、328 ㎡と、二つ目の申請は三隅町三隅の田、1 筆、1,160 ㎡です。また、贈与による所有権移転です。譲渡事由は、県外に在住し、当該農地を耕作ができない。譲受事由は、親戚が管理できない農地を取得し、耕作・管理したい。周辺地域との関係、申請者意見等については、周囲に及ぼす影響はない。万一被害が生じた場合には、譲受人の責任において対処すると申請されています。

事前質問をいただいております。

3 件目の「32 号」の譲受人の水稻耕作用機械所有状況についてです。草刈機は所有しておられますので、「〇〇番〇」については、今後、管理機等を購入し、土地の近隣の方と野菜などの作付け等はされる予定です。「△△番」は、周辺の方に協力をお願いしながら、農地が荒廃しないように、また、農地を耕作される方がおられた場合のために、野菜の作付け及び保全管理を予定しているとお伺いしています。

30号から32号につきまして、所有権移転後の農地の利用、労働力、地域との関係に問題がなく、農地法第3条第2項の不許可事由に該当しないと判断いたしました。以上です。ご審議よろしくお願いたします。

議長 続きます、担当委員から補足説明がありましたらお願いします。
「30号」につきまして、6番 野上委員、もしくは領家委員から補足説明がありましたらお願いします。

野上委員 今、説明がありましたように、ここの地主の方が若い時に県外に出られて、すでにその方がお亡くなりになっておられまして、奥さんに相続されているわけですが、とても帰られないため、譲り渡したいということです。あとは、若い人がおられるので、うまくやってくれるのではないかと思います。

議長 続きます、「31号」につきまして、13番大崎委員、もしくは渡邊委員から補足説明がありましたらお願いします。

渡邊委員 事務局の説明とおりでですので、よろしくお願いたします。

議長 続きます、「32号」につきまして、11番 玉田委員もしくは串崎委員から補足説明がありましたらお願いします。

串崎委員 12月11日に事務局と現地確認をしました。先ほどの事務局の説明とおりで。この持ち主は長男で現在出ておられる。それを弟さんが譲り受け、今後管理していただけるそうなので、よろしくご審議をお願いします。

議長 その他、皆様方から何かありましたらお願いします。ありませんか。

委員質疑 ～ なし ～

議長 無いようですので、採決に入ります。農地法第3条の規定による許可申請について、ご承認いただける農業委員の挙手をお願いします。

委員 ～ 挙手、全員 ～

議長 全員挙手です。承認といたします。
続きます、議第3号 農地法第4条の規定による許可申請は1件です。事務局の説明をお願いします。

事務局 「14号」について説明します。資料をご覧ください。申請は、金城町小国の田、1筆、210です。転用目的は、農業用倉庫及び進入路ですが、平成3年に道路整備工事のため用地買収となった田の残地で、同買収で農業用倉庫が立ち退きとなったため、他に適当な場所がなかったことから申請地に替わりの倉庫を

新築。また、隣家店舗への進入路が必要なため舗装工事も行ったものです。そのため、顛末書を添えておられ、資金証明は転用済のためありません。被害防止対策等につきましては、既に転用済みですが「申請地の周りに農地はありません。また、この転用により周囲に被害を及ぼすことはありません。万一、被害が及んだ場合は関係当事者間で話し合いの上、責任を持ってこれに対応します」と申請されています。申請地は第 2 種農地と判断し、許可の判断は地域における営農及び集積に影響を及ぼさない農地法第 4 条第 6 項の不許可の事由に該当しない農地と判断しました。

事前質問はありませんでした。

以上です。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 続きまして、担当委員から補足説明がありましたらお願いします。9 番河崎委員から補足説明がありましたらお願いします。

河崎委員 先日、事務局の方と現地確認を行いました。事務局の説明のとおりですので、よろしく願いいたします。

議長 その他、皆様方から何かありましたらお願いします。ありませんか。

委員 ～ なし ～

議長 無いようですので、採決に入ります。第 4 条の規定による許可申請について、ご承認いただける農業委員の挙手をお願いします。

委員 ～ 挙手、全員 ～

議長 全員挙手です。承認といたします。

議長 続きまして、議第 5 号 農地法第 5 条の規定による許可申請は 2 件です。事務局の説明をお願いします。

事務局 農地法第 5 条の規定による許可申請は 2 件について説明します。

1 件目の「26 号」についてです。資料をご覧ください。申請は、野原町の畑、2 筆、400 m²で、所有権移転は有償で、資金証明は通帳の写しを提出されています。転用目的は籾殻燻炭機で、籾殻を有効活用し、コストカットや環境に配慮した籾殻燻炭機を設置すると申請されています。予定工事期間は、許可日から令和 6 年 3 月 31 日までと申請されており、資金証明は通帳の写しを添付されています。被害防止対策等につきましては、造成は行方が畦畔天端より低い位置で、周囲への影響はない。その他、被害の及ぶ恐れはないと思われるが、万一の場合は関係当事者間で話し合いのうえ、責任を持ってこれに対処すると申請されています。農用地区域外の農地ですが土地改良事業を行っているため、第 1 種農地となります。許可の判断は、地域における営農及び集積に影響を及ぼさない農地法第 5 条第 2 項の不許可の事由に該当しない農地と判断しました。

2 件目の「27 号」について説明します。資料をご覧ください。申請は、三隅町湊浦の田、2 筆、264 m²です。転用目的は個人住宅で、実家で両親と同居しているが、子どもが成長で手狭となった。小学校が近いため、申請地を取得して住宅を建築したいと申請されています。予定工事期間は、許可日から令和 6 年 7 月 31 日までと申請されており、資金証明は残高証明を添付されています。被

害防止対策等につきましては、住宅の汚水排水は、市道内の公共下水に接続して処理する。周囲に被害を及ぼす恐れはないと思われるが、万一の場合は関係当事者間で話し合い、責任を持って対処すると申請されています。農地区分は、第 2 種農地と判断しております。許可の判断は、地地域における営農及び集積に影響を及ぼさない農地法第 5 条第 2 項の不許可の事由に該当しない農地と判断しました。

事前質問はありませんでした。以上です。ご審議のほど、よろしくお願いたします。

議 長 続きまして、担当委員から補足説明がありましたらお願いします。「26 号」につきまして、2 番 三浦委員、もしくは徳田委員から補足説明がありましたらお願いします。

三浦委員 現地確認をいたしました。地域資源を有効活用するということで、こうした籾殻を使うということで、今からの農業のあり方の一つかなとも思いますので、こういった施設も認めてあげたらと思っております。

議 長 続きまして、「27 号」につきまして、17 番 渡辺委員、もしくは岡田委員から補足説明がありましたらお願いします。

岡田委員 今回この住宅の建築をお願いし、先般これに関連した進入路及び道路の件で承認を得て、今回住宅を建設されるということです。理由については先ほど事務局が説明したとおりですので、ご理解をいただければと思いますのでよろしくお願いたします。

議 長 その他、皆様方から何かありましたらお願いします。ありませんか。

委 員 ～ なし ～

議 長 無いようですので、採決に入ります。第 5 条の規定による許可申請について、ご承認いただける農業委員の挙手をお願いします。

委 員 ～ 挙手、全員 ～

議 長 全員挙手です。承認といたします。
続きまして、議第 6 号転用統制外証明願（非農地証明願）は 2 件です。事務局の説明をお願いします。

事務局 1 件目の「28 号」について説明します。資料をご覧ください。非農地証明の対象農地は、三隅町向野田 の畑、3 筆、954.3 m²で、年月日不詳より耕作放棄、現況山林と申請されています。農地区分は、第 3 種農地です。現地確認の結果、農地利用されておらず、再生は困難で、証明可能と判断しました。

2 件目の「29 号」について説明します。資料をご覧ください。申請は、三隅町三隅の田畑、6 筆、2,661 m²で、数十年前より耕作放棄となり、年月日不詳より現況山林原野と申請されています。農地区分は、「××番」以外が農用地区域内農地です。現地確認の結果、農地としての再生は困難であり、証明可能と判断しました。

事前質問をいただいております。1 件目の「29 号」の隣接水田を管理するこ

とはできませんかというご質問です。該当農地は、所有者が県外におられるため今後、再生し、耕作することはすることは困難と思われま。非農地証明の該当となった場合は、土地の近くに住んでおられる弟に所有権移転し、(非農地ですが)他の農地に影響を与えないよう、できるだけの管理を依頼していきたいということを、申請者からお伺いしています。以上です。ご審議のほど、よろしくお願いたします。

議長 続きます、担当委員から補足説明がありましたらお願いします。「28、29号」につきまして、11番 玉田委員、もしくは串崎委員から補足説明がありましたらお願いします。

串崎委員 12月11日に現地確認をさせていただきました。現地が山林化しておりますので、先ほど事務局が説明されたとおりですので、ご審議をお願い。

議長 その他、皆様方から何かありましたらお願いします。ありませんか。

委員 ～ なし ～

無いようですので、採決に入ります。議第5号、転用統制外証明願(非農地証明願)について、ご承認いただける農業委員の挙手をお願いします。

委員 ～ 挙手、全員 ～

議長 全員挙手です。承認いたします。

議長 その他、事務局から何かありましたらお願いいたします。

事務局 農業委員、推進委員さんの改選の手続きの状況について説明させていただきます。12月の浜田市議会定例会議において、来年3月1日から改選される農業委員会候補者の同意議案を上程しておりましたが、12月19日最終日に無事可決されましたので報告いたします。

これによりまして、来年3月1日が委嘱式となりますので、また近くなりましたらご案内申し上げます。

また、併せて農地利用最適化推進委員さんにつきましても、すでに評価委員会において候補者を決定しておりますので、来年の農業委員会で採決し、同じく3月1日に委嘱状をお渡しする予定です。改選にあたりまして、「引き続き来期に応募していただいた委員さん」、「勇退される委員さん」にも「新たな候補者をご推薦」いただきご協力いただきましたことにつきまして、この場を借りてお礼申し上げます。

議長 その他、皆様方から何かありましたらお願いします。ありませんか。

委員 ～ なし ～

議長 その他、ご意見等、無いようですので、以上を持ちまして、第35回総会を終了します。

終了 午前10時43分